

# 新型コロナウイルス感染症の影響による 介護保険料の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等、一定の要件を満たす方は介護保険料が減免される場合があります。

## 保険料の減免要件（①または②に該当する方が対象です）

①	新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、または重篤な傷病を負った方（重篤な傷病：1ヶ月以上の治療を有すると認められる場合）
②	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等（事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入）の減少が見込まれ、次のア及びイのいずれにも該当する方</p> <p>ア) 事業収入・不動産収入・山林収入・給与収入のいずれかの収入が、前年と比べて10分の3以上減少する見込みであること （保険金、損害賠償等により補填されるべき金額がある場合は減少額から控除した額）</p> <p>イ) 減少することが見込まれる事業収入等にかかる所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること</p>

## 減免の対象となる期間

納期限が令和2年2月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。年金特別徴収の場合は、特別徴収対象年金給付の支払日。

## 減免額の算定方法

減免要件の①に該当する場合 → 保険料の全額免除

減免要件の②に該当する場合 → 対象保険料額 × 減免割合

### ●対象保険料額

$$\text{対象保険料額} = A \times B / C$$

A：第1号被保険者の保険料額

B：世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：主たる生計維持者の前年の合計所得金額

### ●減免割合

前年の合計所得金額	減免の割合
210万円以下であるとき	全部（10分の10）
210万円を超えるとき	10分の8

**申請期限** 減免要件①及び②のいずれの場合も、令和4年3月31日までとなります。

【お問合せ先】 ・役場保健福祉課 福祉・介護係 TEL87-2161